

# 第1章 福島県水道整備基本構想の改定に当たって

## 1 水道整備基本構想の改定経緯

「福島県水道整備基本構想」(以下、「本構想」という。)は、県内の水道整備について県の基本的な考え方を示すために、昭和52(1977)年度に策定され、平成5(1993)年度に改定(昭和56(1981)年度一部改定)、平成17(2005)年に全面改定されて現在の「福島県水道整備基本構想2005」(以下、「前構想」という。)に至っています。

一方、国では、平成16(2004)年6月に策定した「水道ビジョン」を平成25(2013)年3月「新水道ビジョン」に改定し、平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下、「東日本大震災」という。)の経験を踏まえた強靱な水道の構築と、人口減社会における水道事業運営の問題に真っ向から取り組んでいます。

福島県は東日本大震災において、地震、津波の被害のほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大きな被害を受けました。特に、原子力発電所の事故による放射性物質の放出は、近隣の水道事業体に、これまで経験したことのない事態をもたらしたほか、福島県全体の水道事業に大きな影響を与え続けています。

今回、平成24(2012)年度に実施した東日本大震災被害調査(「福島県水道復旧モデルプラン」作成事業)の結果を踏まえて、福島県水道整備基本構想を東日本大震災の教訓を反映させる形で再度改定して「福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン ～東日本大震災を経て～」(以下、「改定構想」という。)を策定いたしました。

## 2 構想の性格と役割

本構想は、本県が考える水道整備の青写真です。前構想においては、社会経済情勢や人口減少社会に直面して顕在化してきた課題に立ち向かうために、地域の連携や利用者との関係性の構築など、新たな視点による施策が必要であり、県がどのような役割を果たすことが可能なのか、できる限り具体的に述べてきました。また、水道事業体の皆さんに対しては、これからの水道事業が抱えるであろう課題を踏まえて、ここで示した施策や考え方に、理解と協力を求め、必要とされる取組への積極的な参加を促しました。さらに、一人一人の県民には、水道を利用する立場において、そのシステムを持続させるための果たさなくてはならない役割があると考え、飲料水というライフラインを支えるためにどのような役割が期待されるかを述べました。

改定構想においても、本構想の性格と役割は変わっていませんが、東日本大震災を経験したことによって、新たな課題も顕在化しました。また、震災被害や現在も続く復旧に関する実態、そして放射性物質対策は、県にとっても水道事業体にとっても類を見ない経験であり、その記録と得られた知見は、今後の災害対策に大変貴重なものと考えます。

改定構想が提供する情報を、震災の被害の大小にかかわらず、地域の水道事業者や市町村、そして水道や自己水源を利用する県民の皆さんが共有し、活用してくださることを期待します。

### 3 水道の目指すべき方向と基本理念

県民の日々の暮らしは、安全な水の安定的な供給によって支えられます。安全な水を安定して供給するためには、水質や水処理に係る専門的な技術力が必要ですし、その技術力は安定的な事業経営によって担保されます。

東日本大震災以後の水質検査の結果を見ても、福島県の水道事業は比較的良好な水源に恵まれ、現状においては安全な水が供給されています。しかしながら、小規模の事業者が多く、管理水準を確保するための技術的基盤が脆弱なこと、さらに、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が、十分に構築されていない現状は、震災後も継続しています。

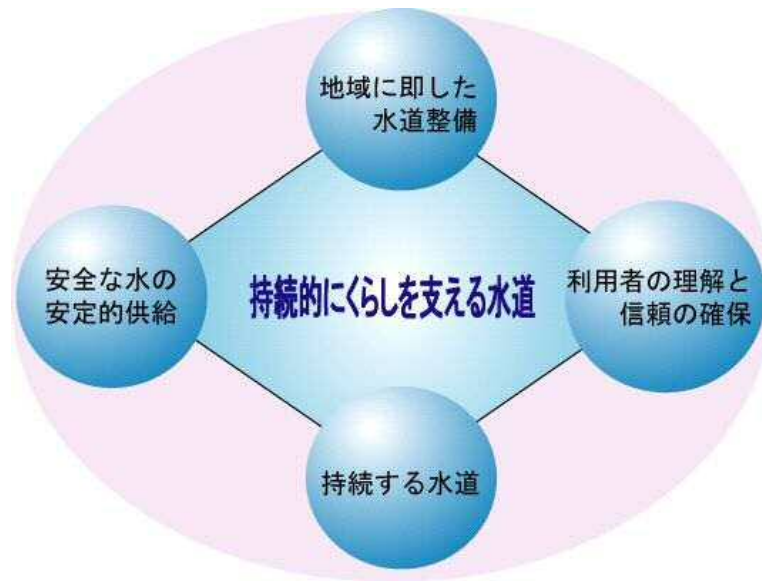
県民が安心して生活していくためには、ライフラインである水道システムが、将来にわたって持続的であることが大切です。そこで、水道の目指すべき方向、基本理念及び水道整備の基本方針については、改定前と同じとしました。水道の目指すべき方向は次のとおりです。

#### 持続的に暮らしを支える水道

そして、4つの基本理念を位置づけました。

- 地域に育まれた地域の水を地域で生かしていくこと（地域に即した水道整備）。
- 適切な管理によって安全性が確認された水がどんなときでも供給されること（安全な水の安定的供給）。
- 将来にわたって変わらずに供給され続けること（持続する水道）。
- 利用者が安心して水を使い、共に支えること（利用者の理解と信頼の確保）。

## 水道の目指すべき方向と4つの基本理念



### 4 目指すべき水道システムを構築するために

「持続的にくらしを支える水道」を実現するために必要なことを、水道整備の7つの基本方針として次のように決めました。

- ① 地域における安定した水供給システムの構築
- ② 水道未普及地域の衛生確保
- ③ 水道の管理水準の向上
- ④ 災害や事故に強い水道の構築
- ⑤ 地域水道のネットワークの形成
- ⑥ 水道水源環境の保全
- ⑦ 利用者とのパートナーシップの構築

## 水道整備の7つの基本方針



これら7つの基本方針のうち、④を除く各項目は、改定前の構想と社会情勢が変わった現状においても、いずれも水道事業を実施していく上で、重要な意味を持っていることから、引き続き基本方針としての位置づけで、第5章で述べています。一方、今回、震災により多くの教訓を得たことから、「④ 災害や事故に強い水道の構築」は特別に項目を立て、第6章から8章までにより詳説することとします。

## 5 目標とする年度

構想の目標期間については、前構想策定時に平成17（2005）年度から15年、目標年度を平成31（2019）年度とし、平成22（2010）年度に中間目標年度として総点検を行うこととしていました。

しかし、東日本大震災・原子力災害などにより、本県を取り巻く社会経済情勢は、構想策定時の想定を超えて大きく変化しています。これらを踏まえ、震災後新たに策定された福島県総合計画「ふくしま新生プラン」では、平成25（2013）年度を初年度とし、東日本大震災から10年目の節目であり、福島県復興計画の目標年度でもある平成32（2020）年度を目標年度としています。

本構想も同様の考えから平成32（2020）年度を目標年度とし、東日本大震災の復興と急激に進む人口減少社会へ向けて、水道整備の考え方を示していきたいと考えます。